



## 総務省の取組状況

---

避難指示区域等における被災者の生活再建  
に向けた対応強化策 フォローアップ会合

令和元年8月30日

# 原発避難者特例法の概要

＜平成23年8月12日公布・施行＞

(※東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

## 1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手順を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

### 市町村の指定(総務大臣の告示)

- ・ 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定(※)

#### 【指定市町村】

双葉郡8町村(広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村)、いわき市、田村市、南相馬市、飯館村、川俣町

### 総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

#### 【特例事務】

医療・福祉及び教育関係の11法律261事務(平成31年4月時点)

### 指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・ 避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・ 避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

### 避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

※指定及び解除する際には、指定市町村・指定都道府県の意見を聴き、尊重しなければならない。

## 2 住所移転者に係る措置

- 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者(指定市町村以外の市町村に転出した者)のうち申出をしたものに対し、
  - ・ 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
  - ・ 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める
- 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

# 特例事務の状況

## 特例事務の告示の施行（平成24年1月1日）

○原発避難者特例法に基づき、指定市町村・指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が指定市町村・指定県から総務大臣に届け出られたことから、これらの事務（10法律219事務）を告示。

### 【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務※（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務※（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）

- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

### 【教育関係】

- ・児童生徒の就学等に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）

## 指定市町村・指定県の要望を踏まえ、特例事務を追加（平成30年4月時点：11法律261事務）

- 平成26年：子ども・子育て支援法に基づく支給認定などの事務を追加
- 平成27年：介護保険法の改正に伴う認知症総合支援事業を追加
- 平成28年：介護保険法の改正に伴う介護予防・生活支援サービス事業を追加
- 平成30年：予防接種法に基づく臨時接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態下での予防接種などの事務を追加

※引き続き、住民サービスの提供に支障が生じないように、関係地方公共団体と緊密に連携し、対応してまいりたい。

# 対応強化策の取組状況（県外避難者支援【復興支援員】）

## 制度概要（復興支援員）

- 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を「復興支援員」として各団体が委嘱
- 委嘱を受けた支援員が、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る取組

## 復興支援員による県外避難者支援の現況について

- ・復興支援員が県外避難者支援を行っているのは、福島県（県）、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の5団体においてであり、昨年度は計69名が活動。
- ・活動内容としては、戸別訪問等による県外避難者の見守り・ケア活動の実施のほか、県外避難先での交流会の企画、町の情報を県外避難者に伝える映像等制作支援などを実施している。

## 今後の課題及び方向性

- ✓ 県外避難者の支援ニーズが多様化・複雑化しており、復興支援員単独では解決に繋がらないことがある。
- ✓ 上記の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するためには、復興支援員と他の専門機関との連携等を図っていく必要がある。